

令和3年度

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究

公募要領

令和3年7月

文 部 科 学 省

1. 事業名

令和3年度「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究委託事業」

2. 事業の趣旨

令和7年には高齢化率30%を超える「超高齢社会」を迎えることが見込まれる中、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保することで、住み慣れた地域での継続的な生活を可能とすることが必要とされている。一方で、医師の地域・診療科偏在は大きな問題としてあり、そのための施策の1つとして、平成20年度以降、医学部定員制度において、卒後の医師不足地域における勤務を条件とする「地域枠」の設置を臨時的に認めてきている（以下、「臨時定員地域枠」という。）。また、大学によっては、都道府県と連携し、各大学がもともと持つ定員（以下、「恒久定員」という。）に上述の「地域枠」と類似の条件を課している事例（以下、「恒久定員内地域枠」という。）もある。

本調査研究は、各大学における「臨時定員地域枠」及び「恒久定員内地域枠」の設置状況、当該枠の学生に課す従事要件の詳細及び当該枠の学生・医師のキャリア形成・地域定着状況等を把握・分析するとともに、より効果的かつ現実的な「地域枠」の運用手法についての示唆を得ることを目的とする。

3. 事業の内容

我が国における今後の社会・経済構造の変化に伴う保健医療分野のニーズに対応するべく、医師の地域・診療科偏在への対応策の1つとして進められている「地域枠」制度について、各大学・都道府県における運用の状況等をきめ細やかに把握・分析するとともに、より効果的かつ現実的な「地域枠」の運用手法についての示唆を得るための調査・研究を行う。

(1) 調査研究の内容

テーマ：医学部学生のキャリア形成・地域定着等に関する調査・研究

①地域枠学生に関するパネルデータ調査

地域における医師偏在に資することを目的として設置された「地域枠」の医学部生に関し、出身高校所在県、大学名、入学年、選抜方式、従事要件の内容（診療科の指定の有無及び当該指定の内容を含む。）、従事要件履行を促すための大学・都道府県の取組、卒前の教育内容及び卒業後の初期臨床研修先、国家試験合格年度、勤務先、主専攻及び従事要件履行の状況等について平成20年度入学学生からのデータベースを作成する。

その際、臨時定員・恒久定員の別に、厚生労働省の有識者会議（医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会）において示された地域枠・地元出身者枠・大学独自枠の定義のいずれに分類されるか併せて整理するものとする。

②効果的な「地域枠」の制度設計の在り方及び各大学・都道府県における地域偏在・診療科偏在対策に関する調査・分析

①で作成したデータベース及び大学・都道府県等に対するヒアリング等を通じ、地域枠学生の地域への定着に効果的な「地域枠」の運用方法について調査・分析を行う。また、各大学・都道府県に対しヒアリングを実施する際には、各大学・都道府県における地域偏在・診療科偏在を解消するための取組及び当該取組の実効性等について併せて聴取する。

③卒前・卒後の医師養成課程を見通した医学部生のキャリア形成に関する調査・分析

各大学・都道府県における医学部生の卒前・卒後の医師養成課程におけるキャリア形成支援（特に地域へ定着する医師のキャリア形成支援。）に関する取組について調査を行うとともに、大学・都道府県が連携する優良事例についてまとめる。また、地域枠医師がキャリアを形成するにあたり、どのような支援・配慮が求められているのか、地域枠医師に対してアンケート調査を行い、今後講じるべき取組についての示唆を得る。

(2) 公募対象

国公私立大学（短期大学を含む。）を設置する法人等、独立行政法人、学協会、民間の調査研究機関等（以下、「大学等」という。）を申請の対象とする。

(3) 実施期間

令和3年度。ただし、予算成立を条件として、複数年期間（3ヵ年度を限度とする。）の実施計画を認めることとする。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 事業期間、事業規模、採択予定件数

(1) 事業期間

令和3年度～令和5年度（3ヵ年事業（予定））。ただし、毎年度事業の実施状況、成果について評価等を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

(2) 事業規模

計画額の上限は7,500千円とする。ただし、予算状況等によっては各年度の計画額の上限に変動が生じる可能性がある。

(3) 採択予定件数

1件（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

6. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための委員会を設置して行う。審査方法については、別添「審査基準」のとおり。選定終了後、採択・不採択によらず全ての提案者に選定結果を通知するとともに、選定された大学等については、選定大学等名を公表する。

7. 参加表明書の提出

あらかじめ競争参加者の数を把握しておくため、参加を希望する者は、令和3年7月27日（火）17時までにE-mailにより、参加表明書を提出すること（様式は任意で、提出先は8.（1）と同じ。）。

8. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出場所並びに問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局医学教育課看護教育係
TEL：03-5253-4111（代）（内線2508）
FAX：03-6734-3390
E-mail：igaku@mext.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

①企画提案書の様式及びファイル形式は別添「企画提案書作成・記入要領」を参照のこと。

②提出方法は、E-mailでの提出とする。

【E-mail】

- ・ 企画提案書のデータをメールに添付して送信すること。
- ・ メールの件名及び添付ファイル名はともに「(事業名)_(団体名)」とすること。
- ・ 添付ファイルはメール1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくまとめられない場合は、件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる。
- ・ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。
- ・ メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出書類

①企画提案書

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

③誓約書

④本件に関する事務連絡先(様式は任意)

(4) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和3年8月3日(火) 17時必着

提出先：上記(1)に示す場所。

※全ての提出書類をこの期限までに提出すること。

※E-mailでデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認めない。

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

9. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは当該者の企画提案書は無効とするものとする。

10. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については、国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費等は負担しない。したがって、契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないので、その点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には、採択決定を取り消すこととなるので、その点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても、双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないので、その点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めること。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

1 1. スケジュール

- ①公募開始：令和3年7月13日（火）
- ②公募締切：令和3年8月 3日（火）
- ③審査選定：令和3年8月上旬から8月下旬
- ④契約締結：令和3年8月下旬
- ⑤契約期間：契約締結日から令和4年3月31日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

1 2. その他

- (1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 採択件数は現時点の予定であり、増減する場合がある。最終的な採択件数は選定委員会が決定する。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問及びその回答に係る重要な情報は、文部科学省ホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など、企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (6) 公平な審査を行うため、以下の形式等要件違反があった場合は、審査対象外とする。
 - ①「企画提案書作成・記入要領」に定める書式と異なる場合
 - ②指定外の資料を添付した場合（当該資料部分については審査対象から除外する）
 - ③募集の対象機関以外からの申請の場合
 - ④その他、企画提案書に審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、又は虚偽の記載等があった場合
- (7) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- ・業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
※審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した企画
提案書の再提出を求めることがある。
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、
旅費支給規定、見積書など）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・銀行口座情報

別添

誓 約 書

当機関は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日
住所（又は所在地）
機関名及び代表者名

※ 役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。